

令和3年度 第1回東京都障害者ピアサポート研修カリキュラム検討委員会 ＜議事要旨＞

1 会議概要

- (1) 開催日時 令和3年8月6日（金曜日）14時00分から15時50分まで
- (2) 開催場所 東京都庁第二本庁舎10階214会議室

2 議事内容

(1) 委員等紹介

- ・岩崎委員を委員長に、吉野委員を副委員長にそれぞれ選出

(2) 本委員会について

- ・事務局より、資料3に基づいて、本委員会の設置目的や本委員会における検討事項等を説明

(3) 下記の検討事項について、事務局より、資料4に基づいて説明し、意見交換を実施

ア 研修の概要について

【主な意見】

《養成するピアサポーター像及びピアサポーターと協働する専門職像について》

- ・養成するピアサポーター像及びピアサポーターと協働する専門職像の定義付けは、各障害領域の障害者に配慮した言葉選びを。たとえば、ピアサポートは伴走型支援であり、「ケア」という言葉ではなく「サポート」という言葉を用いる等。

《研修の実施方法について》

- ・加算の要件としては、障害者又は障害者であったと認められる者と、管理者又は障害者等と協働して支援を行う者の研修受講が必要。しかし、必ずしも同一事業所内の2人1組のペアで、同時に同じ研修を受講することを必須とするところまで、国の研修実施要綱上は規定されていない。そのため、たとえば、当事者と協働する専門職が令和4年度で受講して、当事者が令和5年度に受講したいといったニーズも出てくるのが想定されるため、研修の受講方法は、柔軟に認めると良い。
- ・受講希望者が規模を超過した場合の選定基準については、慎重な検討が必要。
- ・研修に参加する障害者への合理的配慮を。たとえば、知的障害者に対して、単に、当日ルビを振った資料を配布するだけでは十分とは言い難く、事前に資料の内容について説明を行うといったサポートなどを行うのが望ましい。また、申込受付時の合理的配慮に関するアナウンスや、申込受付後の個々の参加者に応じたサポート体制の構築等、今後検討が必要。
- ・色々な価値観の人が研修を通じて相互理解を深められるように、障害領域別に研修を分けて実施する必要はない。また、同一事業所内の職員が複数で参加する場合に、必ずしも一緒に演習グループでなくても良い。異なる価値観を持つ者同士の共感を醸成する難しさはあるが。

《研修の対象者・規模について》

- ・加算の要件としては、研修を修了した者の配置が必要。また、国の研修実施要綱上、雇用等されている者又は雇用が見込まれる者が、研修の対象者と規定されている。「今ピアサポーターとして働く障害者がいないけれども、今後の雇用を見据えて受講したい専門職」等、潜在的なニーズもあるため、そうした潜在的なものも研修の対象として認めていくのが望ましい。また、令和5年度は、加算算定状況も踏まえて、研修規模を改めて検討できると良い。

イ 研修のカリキュラムと検討課題の整理

【主な意見】

《カリキュラム全体について》

- ・各障害領域の当事者が一緒に研修を受講することになるため、各障害領域の当事者に配慮した研修カリキュラムとするべき。それぞれの専門領域で培ってきた、いいところを持ってきて、組み立ててみたらどうか。
- ・各障害領域に共通して伝わりやすいかという視点で、必要に応じて表現の工夫が必要。たとえば、「セルフマネジメントとバウンダリー」という項目名について、たとえば、「ピアサポーターが葛藤しやすい状況」と副題で補足を付ける等。

《基礎研修カリキュラムについて》

- ・「1 ピアサポートの理解」の項目では、ピアサポートの基本的な意義を、障害者の権利に係る歴史や考え方も絡めて講義できると良い。ピアサポートの幅広さも知ってもらう必要もある。
- ・「7 障害福祉サービスの基礎と実際」の項目における、障害福祉施策の歴史の講義では、ピアサポーターとして障害福祉サービス等事業所で働くに当たり必要な制度の基礎知識を身に付けてもらいたい。全体の仕組みの中で、自分の立ち位置を掴んでもらい、どのように貢献しているのかを意識してもらう。

《専門研修カリキュラムについて》

- ・専門研修の中で、障害者向けに、実践事例の紹介ができると良い。たとえば、「6 関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際（障害者）」の項目で、盛り込められると良い。その際には、経験者の苦労話や失敗事例も含めて紹介できると良い。
- ・「9 ピアサポーターとしての働き方（障害者）」の項目における、労働法規の講義を通じて、最低賃金に満たない金額で働くような事態の防止のため、働くに当たっての基本知識を知っておいてもらいたい。